

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書 郵送チェックリスト

■ 平日の昼間に連絡可能な電話番号：Tel _____

■ 宅地建物取引士氏名： _____

受付担当	1	2	3

取引士登録番号	(大阪) 第 _____	号 _____
---------	--------------	---------

変更事項及び送付書類名称、送付部数 ※2面の注意事項等を必ずご確認ください。

① 氏名変更

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書…2部 (正本1部、副本1部)
- 氏名変更が確認できる戸籍抄本…1部 (コピーは不可・3ヶ月以内のもの)
- 郵送チェックリスト…1部
- 返信用封筒 (住所・氏名を記載し、「基本料金+簡易書留分」の切手を貼付したもの)…1通

※取引士証の交付を受けている方は、変更登録申請書を提出後に、(一財)大阪府宅地建物取引士センター (Tel: 06-6944-0281) で、取引士証の書換え交付申請を行ってください。

② 住所変更

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書…2部 (正本1部、副本1部)
- 住所変更の履歴が記載された住民票抄本…1部
(コピーは不可・3ヶ月以内のもの・マイナンバー記載の無いもの。住民票記載事項証明書は不可。)
- 登録上の住所から複数回変更していて、変更申請をしていない場合、そのすべての変更内容を記載した別紙…1部
- 取引士証 (お持ちの方のみ)…原本を同封してください (新住所を裏書きしてお返しします)
- 郵送チェックリスト…1部
- 返信用封筒 (住所・氏名を記載し、「基本料金+簡易書留分」の切手を貼付したもの)…1通

③ 住居表示変更

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書…2部 (正本1部、副本1部)
- 現住所の市区町村が発行する住居表示の実施証明書または住居表示実施の記載のある住民票抄本…1部
(コピーは不可・3ヶ月以内のもの・マイナンバー記載の無いもの。住民票記載事項証明書は不可。)
- 取引士証 (お持ちの方のみ)…原本を同封してください (新住所を裏書きしてお返しします)
- 郵送チェックリスト…1部
- 返信用封筒 (住所・氏名を記載し、「基本料金+簡易書留分」の切手を貼付したもの)…1通

④ 本籍変更

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書…2部 (正本1部、副本1部)
- 本籍変更が確認できる戸籍抄本…1部 (コピーは不可・3ヶ月以内のもの)
- 登録上の本籍地から複数回変更していて、変更申請をしていない場合、そのすべての変更内容を記載した別紙…1部
- 郵送チェックリスト…1部
- 返信用封筒 (住所・氏名を記載し、「基本料金+簡易書留分」の切手を貼付したもの)…1通

⑤ 宅建業の勤務先変更

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書…2部 (正本1部、副本1部)
- 返信用封筒 (住所・氏名を記載し、「基本料金+簡易書留分」の切手を貼付したもの)…1通
- 郵送チェックリスト…1部

【勤務先退職の場合】

- 「退職証明書」等…1部 (所定の様式はありませんが、退職者、退職日を特定し、代表者が証明してください。コピー可)

【他社への出向 (解除) の場合】

- 「出向 (解除) 証明書」または「辞令」等…1部 (出向元が証明するもの。内容は退職証明書に準じる。コピー可)

【勤務先の商号のみの変更・廃業等の場合】

【これまで従事せず、新たに従事した場合】

- ・添付書類は不要ですが、業者の変更が間もない時は、「宅地建物取引業名簿登載事項変更届出書」の1面部分のコピー等 (免許を受けた都道府県の受付印のあるもの)

宅地建物取引士の変更登録申請書を提出される方へ

宅地建物取引士の変更登録申請書（様式第7号）を郵送で提出する場合、下記のとおり、事前に確認していただきますよう、お願いします。

1. 氏名の箇所は必ず記載してください。（押印不要）
2. 「郵送チェックリスト」で、必要な書類が揃っているか確認し、**申請書と一緒に**提出してください。
（尚、**チェックリストが無い場合でも受付させていただきます**）
3. 平日の昼間に連絡のとれる電話番号を「郵送チェックリスト」に記入してください。
4. 返信用封筒を、必ず同封してください。
※住所、氏名を記載し、必ず返信に必要な「基本料金＋簡易書留分」の切手を貼付してください。
（注意）**簡易書留代の返信用封筒を送られる方は、不在で保管期限が過ぎてしまいますと府庁に戻ってくる場合がございます。府庁に戻ってきましては郵便代金がまた発生しますので、宛先は日中確実に受け取れる勤務先等をご記入ください。**

申請書記入上の注意等

1. 申請書は、正本1部と副本1部の合計2部、添付書類は1部必要です。
2. 郵送の場合、**申請に必要な書類が添付されていた場合は、廃棄し、申請者への返却は致しません**ので、ご注意ください。
3. 外国籍の方は戸籍抄本に代えて、変更内容の記載のある住民票抄本が必要です。
4. 住民票を変えずに転居のみされた場合は「居所」での変更登録も可能です。公的機関からの郵便物や公共料金の領収書などを併せて提出してください。
5. 「変更年月日」は戸籍抄本、住民票上の異動日（市民になった日等）で、届出をした日ではありません。また、勤務先に関する場合は証明書等に記載されている日です。

申請書の送付先（必ず簡易書留で郵送）

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内 2F

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 宅建業受付窓口

TEL：06-6941-0351（内線3085、3088）